

「K G U-D ビギナーズクラブ」会則

第1条（名称等）

「K G U(関西ゴルフ連盟)－D(デベロップメント：振興)ビギナーズクラブ」といい、本会員は「KGU-D ビギナーズクラブ会員」（以下会員）という。

本会は関西ゴルフ振興(以下K G U-D)が運営します。

第2条（事務所）

本会の運営事務所は、下記におく。

関西ゴルフ連盟内 K G U－D事務局

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 1-2-16 山下ビル 3階

電話: 06-6445-6801

第3条（目的）

1. 本会は「K G U－D初心者スクール卒業生」がゴルファーとして自立することを目的とします。
2. 本会員はK G U-D が実施する各種のイベントに参加し、ゴルフを通じて健康とゴルフを楽しむことを目的とします。

第4条（KGU-D イベント）

本会は目的達成のための各種事業・イベントを行います。

第5条（会員）

本会の趣旨に賛同する「K G U－D初心者スクール卒業生」を会員とします。

第6条（入会手続き）

1. 本会の会則に同意のうえK G U－D初心者スクール受講練習場専用Q Rコードから会員登録を行ってください。
2. 1会員につき1メールアドレスの登録とします。

第7条（会員資格）

1. 過去に会員資格が取消された方やその他本会がふさわしくないと判断した方からの会員申込みについてはお断りすることがあります。
2. 会員としてふさわしくない行為があった場合には退会していただくことがあります。
3. 会員が以下のいずれかに該当したときは会員に通知することにより退会とします。
 - (1)入会申込書他届出に虚偽の記載があったとき。
 - (2)本会の会則に違反したとき。
 - (3)暴力団等又はこれらに準じる反社会的勢力の構成員もしくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき。

第8条（会員期間）

1. 登録日から2年間、または卒業イベント(フレンドカップまたはチャリティゴルフフェスタ)に参加し卒業登録した時点迄とします。

第9条（会員証）

1. 会員には会員証を発行します。
2. 会員証の貸し借りや譲渡はできません。
3. 本会が必要と認めた場合には会員本人を証明するもの(運転免許証等の公的証明書)の提示を求めることがあります。

第10条（異動等）

会員の住所氏名など変更があった場合には速やかに KGU-D 事務局に届出して下さい。

第11条（特典・サービスの提供）

会員特典・サービスの内容は関西ゴルフ振興のホームページに掲載します。

第12条（会員の個人情報の利用等）

1. 登録していただきました個人情報は各種事業、イベント等の案内・情報提供に利用します。
2. 会員本人の同意を得ることなく個人情報を上記以外の第三者に開示又は提供することはありません。
3. 会員は個人情報保護法上の手続き違反があった場合には利用停止を求めることができます。

第13条（禁止事項）

1. 会員は以下の各号の行為またはその恐れのある行為を行ってはなりません。
 - (1)法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政処置に違反する行為。
 - (2)公の秩序または善良の良俗を害する行為。
 - (3)本会員及び KGU-D または第三者の権利、利益、名誉等を侵害する行為。
 - (4)本会則に違反または本会の趣旨目的に反する行為。
2. 会員は会員の権利について、譲渡、貸与、担保提供その他第三者の利用に供する行為をしてはなりません。

第14条（会員特典・サービスの変更、中断、終了等）

1. 本会は会員に事前に通知することなく、会員特典・サービスの内容の全部または一部を変更または追加することができるものとします。
2. 本会は事前に所定の方法にて会員に通知することにより、本会の会員特典・サービスの提供を終了することができるものとします。
3. 本会は以下の各号に定める場合、会員に事前に通知することなく会員特典・サービスの全部または一部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1)システムの修理を定期的にはまたは緊急に行う場合
 - (2)会員、本会、または第三者のセキュリティを確保する必要がある場合
 - (3)通信回線の停止、天災、火災、停電、その他の不慮の事故または戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等の不可抗力により会員特典・サービスの提供が困難な場合
 - (4)その他本会が必要と判断した場合

第15条（本会則の改定等）

本会は本会則を任意にいつでも改定することができるものとし、本会則に追加の規定、条件等を定めることができるものとします。本会則の改定及び規定、条件の追加等は、関西ゴルフ振興のホームページに掲載したときにその効力を生じるものとします。

第16条（準拠法・合意管轄）

本会則は日本法に基づき解釈されるものとし、本会則に関し訴訟の必要が生じた場合には大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

この会則は、2025年1月 1日から適用します。